

消費経済審議会－議事要旨

日時：

平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）14 時～15 時 30 分

場所：

経済産業省別館 238 会議室

出席委員：

升田会長、池本委員、倉貫委員、小塚委員、鈴木委員、田辺委員、唯根委員

議題：

（1）経済産業省の消費者行政の推進に係る取組について

- ・ 商務・サービスグループについて
- ・ 特定商取引法の動向について
- ・ 割賦販売法の動向について
- ・ 商品先物取引政策の現状について
- ・ キャッシュレス研究会について

（2）消費者庁の消費者行政の推進に係る取組について

議事概要：

事務局より、議題について、資料に基づき説明が行われた。

説明に対する質疑の内容は以下のとおり。

特定商取引法について

・ 全国の消費生活センター等に寄せられる年間 90 万件の消費生活相談のうち、30 万件はネット通販についての相談。しかし、ネット通販は地域にとらわれない広域の事業であることが多く、都道府県が違反事業者に対し特商法に基づく執行を行うことは難しい。この対策として、地方経済産業局の執行体制についての強化や、現在は虚偽誇大広告表示違反に限られている適格消費者団体の権限拡大についての検討をすべきではないか。

・ 特商法の規制に関して、今後は自主規制をより重視し、消費者庁と経産省が連携して、行政規制と自主規制をすみ分けつつ、対応していくことが重要なのではないか。

割賦販売法について

・ ロゴマークによる IC クレジットカード取扱店の見える化は重要。しっかり消費者に周知してほしい。

キャッシュレス研究会について

・キャッシュレス社会を推進するにあたって、消費者が納得していない情報まで流れていくのではないかという懸念がある。特に高齢化社会になっていく中で、社会的弱者である高齢者に対して十分保護が図られるようにしていただきたい。

・電子マネーやポイントについてもキャッシュレスの一部として、本検討会で検討していただきたい。

・キャッシュレス社会について、中国企業による情報収集が進んでいるが、これを消費者の利便性の向上として受け入れるのか、中国企業に代わって国内企業がサービスを提供すべきなのかについて、どのように考えているのか。

・キャッシュレス社会において、収集した決済情報は、消費者の個人情報であると思うが、それを使用して稼ぐというのは具体的にどのようなことを指すのか。

(事務局回答) 情報化が進展していく中で、個人情報の取扱いは、キャッシュレスのみならず、多くの政策分野において重要な検討課題であり、海外企業による国内消費者の情報収集のあり方についても、早急に対応しなければならない状況になっているという認識。消費者にとっての権利とメリットのバランスを考えていくことが重要。今後の議論の中で整理していきたい。

消費者政策全般について

・ウェブ上の表示や広告に関しては、特商法の知見を活かし、医療など個別の業を所管している各省庁と連携して対策を進めて欲しい。

・日本人のみならず、日本に来る外国人の利便性の向上も政策課題であり、また越境ECといった国境を越える事業により日本の消費者が海外との取引において利益を害される可能性も増えてきているなか、消費者行政においても、国際的な論点が重要になってきている。

・消費者利益は、消費者の権利保護のみによって達成されるものではない。参入規制の緩和・改革や競争政策をミックスした政策を行って行くことが重要。

お問合せ先

商務・サービスグループ 消費・流通政策課 消費経済企画室

電話：03-3501-1905

FAX：03-3501-9227